

## 令和6年度 第3回大和市総合教育会議議事録

日 時 令和7年1月27日（月） 14時00分～14時50分  
場 所 大和市役所 5階 研修室  
出席者 市長、教育委員会（藤井教育長、前田教育長職務代理者、森園委員、伊藤委員、三浦委員）、市職員  
傍聴人 2人  
議 題 （1）次期教育大綱の素案について  
資 料 ・【資料1】大和市教育大綱素案  
・【資料2】次期教育大綱の基本的な考え方  
・教育大綱（現行）

---

### 【会議要旨】

#### 1 開会

#### 2 市長挨拶

#### 3 議題

##### （1）次期教育大綱の素案について

（総合政策課）

所管部 ：（資料について説明）

教育長 ： AIによるビックデータ、プログラミングされたロボット、高速インターネットに生成AIの進歩など、加速度的に変化していく社会を生き抜いていくためには、時代の変化に取り残されないようにすることは勿論、幅広い経験や主体的に物事を捉え課題解決を図る姿勢が重要になる。

また、人と人とのつながりは、多面的・多角的な思考を生み出し新たな発見につながったり、総合的な判断のもと最適解へ導いたりすること、さらに、様々なスポーツや芸術、体験活動などを通して、人の心を豊かにすることなどが期待されることから、互いを尊重し思いやることが重要と考える。

新しい教育大綱は、未来を担う人々が必要とする力を育むための、道標となるものにしたいと考えている。

教育委員：次期教育大綱の素案について、私からは、2点、意見を申し上げる。

まず、1点目、素案の方針1「すべての子どもの健やかな成長に向けた切れ目ない支援を推進します」についての意見である。

現代社会では、核家族やひとり親家庭、共働き世帯の増加といった家庭環境の変化に伴い、行政が果たすべき役割は一層重要性を増していると感じている。その中で、このような変化に対応するためにも、保育環境の整備や子育てに関する相談体制の確立は重要であり、また、適切な支援体制の充実も必要であると考ええる。

特に、幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校へと進学する際は、これまで積み重ねてきた情報が適切に引き継がれることが求められている。

この情報の引き継ぎがスムーズに行われることで、子どもたちが安心して次のステージへ進むことができると考えており、そのためには、市長部局と教育委員会との間での情報の共有が非常に重要になってくると思う。情報共有にあたっては、個人情報など、様々な課題があるとは思いますが、少しずつでも改善を重ね、今よりスムーズに情報共有ができるような取り組みを進めていけたらよいと考える。

子育て支援は、市の重要な施策でもあるが、安心して子育てができるように、地域の方々をはじめ、本当に多くの方々に支えられていると感じる。

今後も、子育てをしている方々の不安がなくなるよう、方針に掲げられているような「切れ目のない支援」、さらには、「誰ひとり取り残さない」という視点にも立って、子育て世代に寄り添った、つながりを大切にした支援に取り組んでいただきたいと思います。

困難を抱える家庭、例えばヤングケアラーなどの問題に際し、その対応と、学校を含めた関係機関との連携体制はどのようになっているのか。

次に、2点目、素案の方針5「多様性を尊重し、他者をつながる力を育みます」についての意見を申し上げます。

学校は、自分とは異なる価値観や文化、背景を持つ人たちと共に学び、生活する場である。メディアやSNSでは、多様性について様々なケースが取り上げられるため、私たちは、日常生活の中での多様性について、子どもたちに正確に伝える必要がある。

そして、子どもたちが多様性を理解し、お互いを尊重し、認め合い、支え合っていくことが、他者をつながる力を育むということにつながると思う。

本市の学校には、外国につながるのある児童生徒が多く在籍しており、今後、多文化共生の重要性はますます高まっていくと考える。

さらに、本市には大和市パートナーシップ宣誓制度があるが、この制度によって享受できる行政サービスはまだまだ少ない印象がある。この制度のさらなる普及とサービスの拡充に期待している。

このように、この方針の達成のためには、学校教育だけでなく、幼児期から成人期に至るまで、様々な場面において、人権意識の向上や多文化共生の普及啓

発に取り組み、多様性を尊重し、他者とつながる力を育むための施策が必要であると考えている。

この方針において最も重要な点としては、いじめや不登校といった課題が以前から継続的に存在していることであり、これらの問題に対して、引き続き真摯に向き合う必要がある。

いじめは人権を著しく侵害する行為であり、その影響はいじめを受けた子どもの心に長期的な傷を残すこともある。

教育委員会としては、様々な方法で、一つひとつの施策を積み重ね、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

一方で、子どもたちに「いじめは絶対許されない」というメッセージを繰り返し伝えることは、私達、大人の責務であると考えている。

このため、この方針や基本的な考え方の中に、このような要素を加えることが望ましいと考えるが、どうだろうか。

所管部 : 委員よりヤングケアラーへの対応についてご質問があった。こちらについて私からお答えする。ヤングケアラーは、本人も自覚を持っていない場合があることや、家庭内のデリケートな問題であることなどから、顕在化しにくいとの課題があると捉えている。

ヤングケアラーの存在を的確に把握するには、当事者への意識啓発が重要と捉え、こども部では、市内全ての小中学校等でのポスター掲示やリーフレットの配布を行うとともに、市ホームページにおいてヤングケアラーに関する情報や相談窓口等の情報提供を行っている。

また、実際に小中学校等において教職員がヤングケアラーの可能性のある子どもに気づいた際には、要支援児童としてこども部に情報提供がなされ、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携しながら、家庭の意向等を踏まえ、見守りや相談支援を行っているところである。

今後においても、ヤングケアラーに限らず、様々な問題を抱える家庭への支援については、必要に応じ教育委員会や関係機関等と連携しながら適切な対応に努めていく。

所管部：委員より、1つ目の方針について、「切れ目のない支援」、さらには「誰ひとり取り残さない支援」という観点でご意見をいただいた。

委員がおっしゃる通り、行政が行う支援として、「誰ひとり取り残さない」という視点は必要不可欠であると考えます。

この方針では切れ目ない支援を提供する対象について「すべての子ども」と表している通り、委員がご指摘いただいた部分についても包含されているものとして整理しているところだが、改めて、「誰ひとり取り残さない」という要素をよりわかりやすく表現することについて検討したいと考えます。

あわせて、5つ目の方針において、いじめ防止の要素を盛り込むことについてご質問をいただいたのでお答えする。

委員よりお話しいただいた通り、この方針において、いじめに対する取り組みが重要な要素であることについては、私共も同様に捉えている。このため、先ほどのご意見の中でもあったように、お互いを尊重し、認め合い、支え合っていくこと、即ち「思いやりの心」という視点が大事であると考えますが、こうした点も踏まえ、表現について改めて検討したいと考えます。

所管部：方針5について、様々な場面において人権意識の向上や多文化共生の普及啓発、多様性を尊重する取り組みを進める必要があるとのご意見を頂いた。

このことについて、現在文化スポーツ部で行っている取り組みを一部ご案内したいと考えます。

文化スポーツ部では現在、中学生の人権作文コンテストの実施や海外友好都市との交流、国際化協会と連携しながら多文化共生社会の実現に向けた啓発や情報提供、パートナーシップ宣誓制度の導入など、この方針に関する様々な取り組みを行っているところである。

特にこのパートナーシップ宣誓制度については、古谷田市長の呼びかけにより進められている大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市における広域連携懇談会の中で、昨年、同制度の連携に関する協定を締結し、市民が4市間で住所異動する際の手続きの簡素化を進めてきた。

委員の言う通り、市民の意識向上に向けた普及啓発を進めていくことは非常に重要であると考えているので、この方針を達成するため、様々な機会を捉えた情報提供に努めていく。

所管部：委員より、方針や基本的な考え方における重要な点として「いじめ」についてご意見をいただいた。

いじめについては、人として絶対に許されるものではないという基本姿勢のもと、各学校が「いじめ防止基本方針」を策定しており、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めている。

その一助として、児童生徒の持つ一人一台端末に、匿名報告相談アプリ、スタンバイを導入し、いじめをはじめとする、様々な悩みや不安への対応に生かしており、児童生徒の置かれた多様な状況やニーズに対応した取り組みを進めている。

さらに、今年度よりスクールロイヤーを配置し、複雑化、深刻化する前に、専門的な見地からの助言をもとに対応を進めている。

相談体制の充実を図る一方で、今年度の全国学力・学習状況調査において「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合は96.1%となっており、引き続き、いじめはいけないことだという意識を育む継続的な指導が必要であると考えている。

今後についても、相談体制の強化やいじめ防止につながる児童生徒の意識の醸成を図るとともに、児童生徒の小さな変化やSOSを見逃さず、適切な対応ができるよう学校を支援していく。

教育委員：私からは、2点、意見を申し上げる。まず、1点目、素案の方針2「様々な体験を通し、主体性や積極性、困難を乗り越える力などを育みます」についての意見である。

この方針で掲げられているとおり、子どもたちが、困難や逆境を乗り越え、将来社会に出たときに生き抜いていく力、社会と共に生きる力を身につけるためには、地域社会との関わりを深め、地域での様々な体験を通じて学ぶことがとても重要なことであると思う。

学校教育での学びはもちろん大切だが、地域での活動や、学年の異なる子どもたちとの交流を通じて、コミュニケーション能力や協調性を育むことが、未来を切り拓く力につながり、また、特に、職業体験や自然体験などの実践的な学びは、子どもたちが将来社会に出たときなど、困難に直面したときに、ときに強く、また、ときに柔軟に、その困難を乗り越える力を育むための基盤となると考える。

私は、子どもたちが、学校、教室という場にとどまらず、地域に出ていき、様々な方たちと交流し、様々な体験をする、そういった「場」をできるだけ数多く作ってあげることが必要だと考えている。

そのためには、地域が子どもたちを受け入れる仕組みや環境を整えることが不可欠であり、また、単発的な取り組みではなく、子どもたちが日常的に地域での体験活動に参加できる継続的な仕組み作りが求められていると思っている。この地域体験を推進するにあたっては、学校の教職員の負担軽減や働き方改革

についても考慮しつつ、地域社会と教育現場が連携し、双方が納得できる形で仕組みを構築していきたいと考えている。

地域全体で子どもたちの成長を支える環境を整え、地域での体験が子どもたちの生活に豊かさをもたらし、その基盤となる力を育むことを期待している。

この方針の達成に向けて、市ではどのような施策を進めていくのか。

次に、2点目、素案の方針3「質の高い学習と豊かな心を育む学びを推進します」についての意見である。

まず、豊かな心を育むためには、人に対する思いやりを育てることが大切だと考える。この、人に対する思いやりは、幼少期からの環境によって育まれるものであると考えており、例えば、動物を飼ったり、花を植えたりする体験はその一助となり、これらの体験を通じて、子どもたちは生命の大切さや他者への配慮を学び、心の豊かさを育むことができるのだと思う。

次に、子どもたちが良い行いをした際には、その行いをしっかりと褒めるということも大切である。

私たちが「良いことをやったね」と言葉にすることで、子どもたちははじけるような笑顔となり、自分の行動に自信を持ち、子どもたちのさらなる成長へとつながると思うので、このような機会をたくさん作っていくことが必要であると考えます。

例えば、「地域ぐるみの子育てを」の一環として、子どもに、声かけ運動の推進に取り込んでいただくことも、機会を作る有効な手段と思われる。

また、読書活動について、実際に本を手にとって読むことで、新しい知識が身につくだけでなく、忙しい日々の中で心を休めたり、豊かな心が育つという面もあると思っている。

先日開催された「大和市子ども読書フェスティバル」では、読書感想文コンクールや調べる学習コンクールに数多くの作品が提出された。

これはとても素晴らしいことだと思っており、子どもたちが本を身近に感じられるこのような機会は、今後も継続して実施していきたいと考えている。

さらに、基礎学力の定着を図ること、また、ICTを活用し、子どもたちのニーズや学習状況に応じた個別最適な学習を展開することなどのほかにも、地域での活動を通じて様々な人々や物事との関わりを持つ体験なども、質の高い学習の一つとしてうまく活用しながら、教育における基本的な考え方とも言えるこの方針、質の高い学習と豊かな心を育む学びを推進してまいりたいと考える。

所管部 : 委員より、方針2について、どのような施策を進めていくのか、とのご質問をいただいた。

このことについて、こども部で行っている取り組みをお答えしたい。こども部では、主体的に活動できる青少年を育成するためのこども体験事業や、青少年ボランティア活動の場を創り出す青少年センターまつり、地域の方との交流を目的としたふれあい広場、青少年で構成される団体が企画運営する自然体験などを実施しているところである。こうした体験は、子ども達が主体性や積極性、課題を解決する力などを養うことにつながるものと捉えていることから、今後、更なる青少年健全育成のため、必要な取り組みを推進していく必要があると考えている。

所管部 : 関連して、文化スポーツ部で行っている取り組みについて回答する。

文化スポーツ部では現在、市民が気軽にスポーツに触れ合うことやスポーツを習慣化すること等を目的に、サッカーや体操など様々なスポーツを体験できる教室を実施している。

その中で行っている、例えばサップやアクアビクスなどのマリナ教室については、日常では感じられない自然体験の中で得られることも非常に大きいと考えられることなどから、教育という観点においても有意義なものであると捉えている。

スポーツが人々に与える効果は心身の成長や精神的な充足など、様々なものがあると捉えており、今後も、その教育的な意義も含めてスポーツ環境の整備に努めていく必要があると考える。

教育委員 : 私からは、2点、意見を申し上げる。まず、1点目、素案の方針4「安全で安心して学校生活を送れる環境を整えます」についての意見だ。

学校施設について、現在、全国の公立小中学校の半数以上が築40年以上を経過し、そのうち約7割が改修を要するなど、老朽化が深刻な状況となっている。

本市においても例外ではなく、厳しい財政状況とのことだが、着実に老朽化対策に取り組むことが求められており、国の補助金等を活用しながら、学校施設の整備や大規模改修を計画的に進めているところである。

また、台風や豪雨等の自然災害から児童生徒の生命を守るための防災機能の強化や、多様な教育環境に対応できる教室環境の整備、バリアフリー化等の社会的要請への対応も、安全で安心な教育環境を確保する上での重要な課題である。

学校施設の安全を犯罪防止の観点から考えると、例えば、不審者侵入時の対策マニュアルの整備や、定期的な点検・訓練が必要である。教職員は、いつ何が起こるかわからない、という危機意識を持ち、万が一事態が発生した場合には迅速に対応できるよう備えておく必要がある。過去、大阪の学校で痛ましい事件があったが、その被害者の死因として、多くが失血死であった。

子どもたちの命を守る救命救急講習についても、現在、定期的に開催されているが、教職員が多忙なため、なかなか受講できていない等の現状があり、受講者数を段階的に増やすために、講習の回数を増やしたり、勤務スケジュールに配慮した開催時間を設定するなど、受講しやすい環境を整えることが必要だと考える。この方針は児童生徒が適切な教育を受けるためにも、とても大事なことであると思う。

教育委員会としては、過去、わが国で起きた児童生徒が巻き込まれた事件を教訓とし、風化させることなく、児童生徒や教職員にとって安全で安心な教育環境の維持、向上を目指し、引き続き、学校施設の改修、マニュアルや防犯カメラ等の防災・防犯体制の整備・維持、必要に応じ、学校安全計画の見直し等を進めていく。

次に、2点目、素案の方針7「学習の機会を提供し、学びの輪を広げ、人と人とのつながりを創出します」について意見を申し上げる。

現代社会においては、職業やライフスタイルなど、子どもたちが自身の将来について早い段階で具体的に考える機会を提供することが重要であり、中学生の子どもたちへの職業体験はその一つの鍵となると考えている。

特に、金融リテラシーやSNSでのトラブル対策については、現代を生きる人々には必須の知識であり、早期から学びの場を提供することが必要であると考えている。

例えば、金融リテラシーについては、資産管理や投資の基本を学ぶことが、将来的な経済的自立につながり、また、SNSに関するトラブル対策については、犯罪に巻き込まれないための知識や対策を身につけることが重要である。

これらの教育は、学校内で行うことが難しい場合も多いため、例えば、金融機関や証券会社による出前講座の実施や、地域社会での職場体験プログラムを構築することで、生徒たちが日常の授業では得られない学びを得る機会を増やすことができる。

そして、これらの講座や体験をきっかけに、自分の中にある可能性や、新たな発見を探していただきたいと思います。

学びの場は子どもたちだけに限らず、この方針で掲げられている生涯学習の充実もまた、重要なテーマであり、年齢や背景に関係なく、学び続ける姿勢を持つことは、人と人とのつながりを創出する大切な要素でもある。

シリウスで開催されているような生涯学習講座に多くの市民が参加できるよう、講座内容の充実や効果的な周知を進めていただきたいと思います。

学びを通じてつながりを広げるということについて、生涯学習分野における講座などでは、具体的にはどのようなことを考えているのか。

所管部 : 生涯学習分野において学びを通じてつながりを広げる取り組みについて、お答えする。

現在文化スポーツ部で実施している事業としては、学習センター等において指定管理者や市民、団体によって行われる講座というものがある。

これらの講座を通じて、同じ趣味や関心を持つ人をつなげるよう市が情報提供等を行うとともに、受講生同士の継続的な交流が期待できる「サークル化」を支援することを考えている。

今後も、学びを通じたつながりが創出できるよう環境の整備や取り組みを検討していく。

教育委員 : 私からは、1点、素案の方針6「スポーツや文化・芸術活動に参加できる取り組みを推進します」について意見を申し上げる。

中学校の部活動は、生徒にとって非常に重要な成長の場であると考えている。

部活動を通じて、生徒は自らの技能や記録の向上に挑戦し、そして、仲間と切磋琢磨し、仲間を支える喜びを実感することができる。

このような経験は、将来社会を担う生徒一人ひとりの成長につながるものであり、その教育的意義は計り知れない。

今後も部活動を積極的に支援し、教育的効果を最大限発揮できる体制を整備していきたいと考える。

スポーツに関しては、大和市は限られたスポーツ施設の中で、非常に精力的に活動していただいているが、一方で、活動している者から見れば、人口に対してスポーツ施設が不足していると感じている方も多くいる。

限られた財源の中で、今後施設を増やしていくことは難しいと思う。すでに実施されている学校開放では、多くの方が利用しているが、教育活動に支障のない範囲で、学校の校庭や体育館をさらに有効活用していくことで、地域の方々が気軽にスポーツを楽しめる場になれば良いと考えている。

心身の成長やウェルビーイングの観点からも、幅広い世代がスポーツに取り組みやすい施策を進めていくことが求められていることから、この方針の考え方はとても重要なものであると思う。

また、文化・芸術活動に参加できる取り組みを推進するには、市民まつりなどの大きなイベントを開催することも一つの方法だが、文化・芸術活動への取り組みを地域全体で推進し、子どもたちを育てていくという考え方もある。

地域の学校や住民が協力し、一つのイベントを共に作り上げることで、地域の活性化や人と人とのつながりが生まれ、子どもたちにとっても、豊かな感性を育む機会となる。

スポーツや文化・芸術活動に参加できる取り組みを推進するために、スポーツ施設の整備や地域全体での文化芸術活動の促進等を通じて、市民がスポーツや文化・芸術に親しむことのできる環境づくりを進めていただきたい。

個別の素案方針についての意見は以上だが、続いて、全体的な意見として、総括的に述べさせていただきたい。

本日、次期教育大綱の素案について、ご説明があった。

今回ご提示いただいた素案では、今日までの議論の中で、教育委員会から述べさせていただいた意見を積極的に取り入れていただき、大変感謝している。

次期教育大綱の基本理念は「自己を実現する力と社会とのつながりを大切にする心を育む」である。

自己を実現する力は、子どもたちが、話し合い活動や多くの体験を通じて、多様な価値観や考え方に触れながら、自分自身の考えを深め、広げ、行動に移す力を身に付けることで育まれ、社会とのつながりを大切にする心は、学校での生活だけでなく、地域の大人たちや異なる世代との交流を通じて、様々な背景や個性を尊重し、他者との違いを受け入れ、互いに協力し合うことで育まれていくと考える。

近年、核家族化や共働き世帯の増加、地域社会のコミュニティ意識の希薄化などにより、家庭での教育力の低下が指摘されている。

家庭は子どもにとって、最初の学びの場であり、親はいわば人生の最初に出会う先生になるのだと思う。

幼少期から始まって、学校教育を挟み、自立するまでの間、家庭からさまざまなことを学んでいくことになるので、その子の人生にとって、家庭や親の影響は計り知れないものがあると思う。

そこで、家庭教育の重要性を踏まえ、保護者が気軽に相談や交流ができる環境の充実を図るなど、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を認識し協力し合い、子どもたちが安心して成長できる環境を整えていきたいと考えている。

教育大綱の改定にあたっては、新しい取り組みや計画の内容、そして、今回の議論も踏まえて、新しい時代にふさわしい、大和市の教育行政をさらに推進させるものになればと思っている。

市 長 : 本日、お示しした教育大綱の素案について、皆様から様々なご意見をいただいた。皆様からのご意見をしっかりと意識して、これまで以上に素晴らしい本市の教育の道標となるよう、作業を進めていく。

#### 4 その他

#### 5 閉会